

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
魚沼市	(略) 老人保健施設 清流苑 <u>魚沼市立小出病院</u>	魚沼市原虫野433-3 <u>魚沼市日渡新田34</u>	魚沼市	(略) 老人保健施設 清流苑	魚沼市原虫野433-3
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護付有料老人ホーム アダージョ福住 <u>特別養護老人ホーム わしま</u> <u>特別養護老人ホーム みやざわ苑</u> <u>特別養護老人ホーム サクラレ福住</u> <u>サービス付き高齢者向け住宅 サクラレ福住</u>	(略) 長岡市福住1丁目5番3号 <u>長岡市小島谷3399番地</u> <u>長岡市栃尾宮沢1778</u> <u>長岡市福住2丁目1番7号</u> <u>長岡市福住2丁目1番7号</u>	長岡市	(略) 介護付有料老人ホーム アダージョ福住	(略) 長岡市福住1丁目5番3号
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。